

小金井市行財政改革市民会議（第7回）次第

日時 平成28年8月23日（火）
午後6時から
場所 本庁舎第二会議室

1 部会の設置について

(1) 財政健全化

(2) 市役所改革

2 部会の運営について

3 部会長及び部会員について

4 財政健全化について

5 その他

※ 配付資料

資料1 小金井市行財政改革市民会議設置要綱

小金井市行財政改革市民会議設置要綱

（目的）

第 1 条 小金井市における行財政改革を推進するに当たり、幅広い見地からの建議、助言を得るため、小金井市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項に関し、市長に必要な建議、助言を行う。

- （1） 行財政改革の基本方針に関すること。
- （2） 行財政改革の基本方針に基づく実施計画及び推進に関すること。
- （3） その他、市長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第 3 条 市民会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって構成する。

- （1） 学識経験者 2 人以内
- （2） 市内の地域団体及びその他の団体の代表 5 人以内
- （3） 市民 3 人以内

2 前項第 3 号に定める委員の選考方法は、公募とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第 5 条 市民会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、市民会議を招集し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員を出席させ、説明等を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、市民会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、市民会議に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、市民会議の委員で構成し、部会長及び部会の構成委員は、会長の指名した者をもって充てる。

3 部会は、会長が指定するテーマについて検討を行い、市民会議に報告する。

4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

5 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(謝礼の支払)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(会議の公開)

第8条 市民会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが市民会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

小金井市行財政改革市民会議（第7回）次第

日時 平成28年8月31日（水）

午後6時から

場所 前原暫定集会施設B会議室

1 部会の設置について

(1) 財政健全化

(2) 市役所改革

2 部会の運営について

3 部会長及び部会員について

4 市役所改革について

5 その他

※ 配付資料

資料1 小金井市行財政改革市民会議設置要綱

小金井市行財政改革市民会議設置要綱

（目的）

第 1 条 小金井市における行財政改革を推進するに当たり、幅広い見地からの建議、助言を得るため、小金井市行財政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事項に関し、市長に必要な建議、助言を行う。

- （1） 行財政改革の基本方針に関すること。
- （2） 行財政改革の基本方針に基づく実施計画及び推進に関すること。
- （3） その他、市長が必要と認める事項に関すること。

（構成）

第 3 条 市民会議は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 10 人以内をもって構成する。

- （1） 学識経験者 2 人以内
- （2） 市内の地域団体及びその他の団体の代表 5 人以内
- （3） 市民 3 人以内

2 前項第 3 号に定める委員の選考方法は、公募とする。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第 5 条 市民会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、市民会議を招集し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、市の関係職員を出席させ、説明等を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、市民会議の円滑かつ効率的な運営を図るため、市民会議に作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、市民会議の委員で構成し、部会長及び部会の構成委員は、会長の指名した者をもって充てる。

3 部会は、会長が指定するテーマについて検討を行い、市民会議に報告する。

4 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を主宰する。

5 部会長は、部会の円滑かつ効率的な運用を図るため必要があると認めるときは、関係職員に説明を求めることができる。

(謝礼の支払)

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(会議の公開)

第8条 市民会議の会議は、公開とする。ただし、公開することが市民会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。